

会議録

会 議 の 名 称	第 1 1 回定例教育委員会
開 催 日 時	令和 7 年 2 月 2 7 日（木） 1 3 時 3 0 分から 1 5 時 0 0 分まで
開 催 場 所	加東市役所 3 階 3 0 1 会議室
教育長の氏名 ・藤原 路寛 出席委員の氏名 ・田中 寿一 ・後藤 純子 ・岸本 恵一 ・別惣 裕美子	
出席した事務局職員の氏名及びその職名 ・教 育 振 興 部 長 鈴木 敏久 ・小中一貫教育推進室長 丸山 真矢 ・こ ど も 未 来 部 長 田中 孝明 ・こ ど も 教 育 課 長 下岡 正裕 ・こども未来部参事兼学校教育課長 井上 裕子 ・学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長 芹生 祥子 ・教 育 総 務 課 長 西山 英希 ・中 央 図 書 館 長 田中 美紀子 ・生 涯 学 習 課 長 岸本 孝司 ・発達サポートセンター所長 友藤 由貴子 ・青 少 年 セ ン タ ー 所 長 花田 和典 ・教 育 総 務 課 副 課 長 堅田 美佳	
議題、会議結果、会議の経過及び資料名 1 議題及び協議事項、その他 <議 題> 第 2 9 号議案 加東市公民館規則等の一部を改正する規則制定の件 第 3 0 号議案 加東市加古川流域滝野歴史民俗資料館の無料開放について 第 3 1 号議案 加東市立小中学校、義務教育学校の学校医の解嘱及び委嘱の件 第 3 2 号議案 加東市立小中学校、義務教育学校の学校歯科医の解嘱及び委嘱の件 第 3 3 号議案 教育委員会事務局職員の任免の件（非公開） 第 3 4 号議案 加東市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則制定の件 協議事項 9 加東市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について 協議事項 1 0 加東市閉校施設条例の制定について 協議事項 1 1 加東市立学校施設使用条例の一部を改正する条例制定について 協議事項 1 2 教育に関する予算について <その他> ・ 3 月補正予算について ・加東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び加東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について ・後援名義の許可について ・各課主要行事予定・報告 2 会議の経過	
発言者	会議の経過 / 発言内容
教育長	(1) 開会

教育長	(2) 教育長挨拶
教育長	(3) 会議録署名委員の指名 ・ 田中委員 ・ 後藤委員
教育長	(4) 前回会議録の承認について 【質疑応答なし】 ・ 承認とする。
教育長	(5) 教育長報告
事務局	(6) 議題 第29号議案 加東市公民館規則等の一部を改正する規則制定の件 ○事務局から説明 【質疑応答なし】 ・ 承認とする
事務局	第30号議案 加東市加古川流域滝野歴史民俗資料館の無料開放について ○事務局から説明 【質疑応答なし】 ・ 承認とする。
事務局	第31号議案 加東市立小中学校、義務教育学校の学校医の解嘱及び委嘱の件 第32号議案 加東市立小中学校、義務教育学校の学校歯科医の解嘱及び委嘱の件 ○事務局から説明 【質疑応答】
委員	社学園小学校の学校医が2名になるが、感染症の流行時や、水泳時の健康相談については、学校医2人と連絡を取り合うことになるのか。
事務局	社学園小学校の学校医については、森下クリニックの医師が学校医と産業医を兼ねているので、まずはそちらへ相談する体制で予定している。
委員	社学園中学校の校医は別になるのか。
事務局	社学園中学校の校医は社中学校と同様の加東市民病院になる。なお加東市民病院に関しては学校医の委託となるため、今回の委嘱に係る議案には表記していない。
教育長	・ 承認とする。 第34号議案 加東市教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則制定の件 ○事務局から説明 【質疑応答なし】

教育長	・承認とする。
委員	協議事項 9 加東市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について ○事務局から説明 【質疑応答】 年 2 回程度各校で実施される学校保健委員会等の会議には校医 2 名が出席するのか。
事務局	現時点では医師会の副会長を務めている森下クリニックの医師に調整いただいている。
委員	学校健診の結果等の指導に際し、学校健診は医師 2 名で実施するが、報告は片方の医師のみになってしまう事を懸念している。報告に関して偏りが出る体制とならないよう工夫いただきたい。
教育長	・承認とする。
委員	協議事項 10 加東市閉校施設条例の制定について ○事務局から説明 【質疑応答】 確認です。 閉校に伴い活動場所が減ることになるため、新しい活動場所が確立されるまでの間、現在の活用団体に不利益が生じないように、閉校施設を活用する条例との認識だが、今まで活動の無い団体が、新たに閉校施設を利用して活動したいとなった場合にも利用は可能か。それとも従来の活動団体のみを対象とした閉校施設の活用となるのか。
事務局	条例では団体を特定していないので、新たに使用する団体でも使用は可能。従来の活動団体が、新たな活動場所を確保できるまでの措置になるので、従来の活動団体は予め年間予約ができる等の優先順位を設けて運用していきたいと考えている。
教育長	・承認とする。
教育長	協議事項 11 加東市立学校施設使用条例の一部を改正する条例制定について
事務局	○事務局から説明 【質疑応答なし】
教育長	・承認とする。
事務局	協議事項 12 教育に関する予算について ○事務局から説明 【質疑応答なし】
	(7) その他 ・ 3 月補正予算について

事務局	○事務局から説明 【質疑応答なし】 ・加東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び加東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
事務局	○事務局から説明 【質疑応答なし】 ・後援名義の許可について 【質疑応答なし】
事務局	・各課主要行事予定・報告 ○事務局から説明 【質疑応答なし】
教育長	次回の定例教育委員会は令和7年3月25日（火）午後1時30分から加東市役所301会議室で開催予定 （8）閉会